

桶川市既存木造住宅耐震化事業補助制度

ご利用の手引き

【耐震改修の場合】

【リフォームの場合】



桶川市マスコットキャラクター「オケちゃん」

桶川市 都市整備部 建築課

電話番号048（786）3211

目次

1 申請の前の確認事項について

- (1) 対象建築物
- (2) 対象者
- (3) 対象となる耐震改修工事
- (4) 対象となるリフォーム工事
- (5) 補助金の額

2 申請の手続きについて

- (1) 補助金の交付申請について
- (2) 中間検査について
- (3) 耐震改修工事完了の報告について
- (4) リフォーム工事完了の報告について
- (5) 補助金請求について

3 申請書等の様式について

4 桶川市既存木造住宅耐震化事業補助制度の手続きフローについて

1 申請の前の確認事項について

(1) 対象建築物

以下のすべての要件を満足している建築物です。

- ア・市内に所在している一戸建て住宅又は兼用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）であること
- イ・昭和56年5月31日以前に着工された木造の在来軸組構法又は枠組壁工法によって建築された建築物であること
- ウ・階数が2以下の建築物であること
- エ・建築基準法その他の法令に違反していないこと
- オ・桶川市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱（平成21年10月1日桶川市告示第176号）第2条に規定する「耐震診断」を実施し、診断の結果、上部構造評点が1.0未満又は、基礎が安全でないと判定されたもの

(2) 対象者（補助金の交付を受けようとする者）

以下のすべての要件を満足している方です。

- ア・申請者は、(1)の住宅の所有者で、当該住宅に現に居住している者であること
- イ・居住者の全員が市税を滞納していないこと
- ウ・住宅のすべての所有者から耐震改修の実施について承諾を得ていること

(3) 対象となる耐震改修工事

以下のすべての要件を満足している工事です。

- ア・この制度は、基礎・柱・壁の補強及び、軽量化のための屋根の葺き替えなど、建築物の耐震性能を向上させる目的の改修工事を対象とします。改修後、財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める上部構造評点が、1.0以上又は、地盤並びに基礎が安全となる工事
- イ・工事の施行期間は、申請年度の1月末までに完了する工事
- ウ・耐震改修設計は、建築士法の規定により登録を受けている建築事務所に所属する建築士が行うものとします。

※注意事項

○業務完了報告書を申請年度の1月31日までに提出できるものとします。

(4) 対象となるリフォーム工事

- ア・耐震改修と併せてリフォーム工事を行う場合に限り補助の対象工事となります。

(5) 補助金の額

【改修工事】

耐震改修に要した費用に23%を乗じた額です。ただし、上限は800,000円とします。

【リフォーム】

リフォーム（耐震改修と併せて行う修繕や模様替え等に限る）に要する費用の1/2で、上限は100,000円とします。

ただし、耐震改修費用の補助金と合算して800,000円までとします。

※注意事項

- 補助金の交付申請等の手続きを行う前に、耐震改修工事の契約を締結すると補助金が受けられません。
- 一体の建物として増築を伴う耐震改修工事は、現行の建築基準法に適合する必要があります。

2 申請の手続きについて

(1) 耐震改修補助金の交付申請について

「補助金交付申請書【様式第1号】」に、以下の必要書類を添付のうえ提出してください。この書類により条件に適合しているか確認します。なお、委任状を添付していただければ、代理人の申請でも受付けます。

- ① 案内図（付近見取図）、配置図及び平面図
- ② 固定資産評価証明書（登記事項証明、家屋所在証明書等）等の建築物の所在地、所有者及び建築年次を証明するもの（市の税務課で発行可能）
- ③ 同意書（居住者全ての方）【様式第2号】
- ④ 耐震診断の結果報告書（建築士が作成したものに限ります。）
- ⑤ 耐震改修の設計図（建築士が作成したものに限ります。）
- ⑥ 耐震改修の実施後の耐震診断書（建築士が作成したものに限ります。）
- ⑦ 耐震改修に要する費用の内訳書
- ⑧ 承諾書（共有名義人がいる場合）【様式第3号】

(2) リフォーム工事補助金の交付申請について

- ⑨ リフォームに要する費用の内訳書
- ⑩ 承諾書（共有名義人がいる場合）【様式第3号】

※注意事項

- ①、②、④の図書については耐震診断に対する補助金を受け、引き続き改修に対する補助金を申請する者は添付を省略することができます。
- 申請者及び住宅の所有者全員を対象に、市税の納付状況を確認します。また、申請者が当該住宅に居住しているかも併せて確認します。これにより滞納（延滞金を含む。）や未居住と認められるときは、助成できません。なお、職員が確認したこれらの内容は、本事業の目的以外に使用することはありません。
- 申請内容を審査し、助成することを決定したときは、「補助金交付決定通知書【様式第4号】」を交付します。通知書交付後に耐震改修工事を行う手続きを開始してください。
- 補助金交付決定通知書は、補助金の支払いを確定したものではありません。その後、改修工事が行われない場合や中間検査に合格しなかった場合、完了報告に不備があった場合、虚偽の申請等が判明した場合などは、補助金は支払われませんのでご注意ください。

(3) 中間検査について

改修工事が、耐震改修設計図書に基づき、適切に施工されているか確認する手続きです。構造耐力上主要な部分（①壁の筋交い設置又は合板貼り、②基礎の配筋）の施工が確認できる工程に達したときに実施します。

改修工事の工程が中間検査を行う段階に近づきましたら、市担当者と連絡を取り、日時等について打ち合わせを行うとともに、「中間検査申請書【様式第5号】」を提出してください。

検査当日は、市担当者がお伺いしますので、必要な検査を受け、担当者から指示がある場合には従ってください。なお、この市担当者の中間検査に先立ち、耐震改修設計を行った建築士による検査を受けてください。

・主な検査項目

・筋交いの寸法 ・金物有無 ・構造用合板の厚さ ・釘の種類ピッチ など

(4) 耐震改修工事完了の報告について

改修工事が完了したときは、速やかに「業務完了報告書【様式第6号】」に以下の必要書類を添付のうえ提出してください。

- ① 耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後における施工箇所の写真
- ② 契約書の写し及び領収書の写し

※注意事項

- 補助金の額に変更がない工事の内容変更が生じた場合は、市担当者に報告し、必要書類を添付してください。
- 業務完了報告書の提出期限は、補助金交付決定があった日の年度の1月31日までです。
- 報告内容を審査し、補助金額を決定したときは、「補助金額の確定通知書【様式第8号】」を交付します。

(5) リフォーム工事完了の報告について

リフォーム工事が完了したときは、速やかに「業務完了報告書【様式第6号】」に以下の必要書類を添付のうえ提出してください。

- ① リフォーム工事の施工前、施工中及び施工後における施工箇所の写真
- ② リフォーム工事の契約書の写し及び領収書の写し

(6) 補助金請求について

確定通知書の受理日から30日を経過する日、又は申請年度の3月10日までに、「補助金交付請求書【様式第9号】」に以下の必要書類を添付のうえ提出してください。

また改修工事とリフォーム工事の補助金を申請された方については別々の請求書が必要です。

- ① 「補助金等額確定通知書【様式第8号】」の写し

※注意事項

- 振込先の金融機関名を正確に記入してください。
- 振込先の口座名義人は、申請者名と同一にしてください。
- 上記の書類が市役所に提出されますと、1か月程度で指定の口座に振り込まれます。

3 申請書等の様式について

改修・リフォーム補助申請に必要な申請様式は以下のとおりです。

- ・補助金交付申請書 【様式第1号】－6ページ
- ・同意書 【様式第2号】－8ページ
- ・承諾書 【様式第3号】－9ページ
- ・中間検査申請書 【様式第5号】－10ページ
- ・業務完了報告書 【様式第6号】－11ページ
- ・耐震診断報告書 【様式第7号】－12ページ
- ・補助金交付請求書 【様式第9号】－13ページ

※各種の申請様式等は、桶川市ホームページからもダウンロードできます。

桶川市のホームページから以下のように進めば検索できます。

桶川市ホームページ



くらし・手続き・相談



住まい・道路・水道



住宅耐震

桶川市既存木造住宅耐震化事業（補助制度）



ダウンロード

申請者用様式集（ワード）

様式第1号（第6条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

桶川市長

申請者 住所

氏名

㊞

電話

桶川市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

建築物の所在地	桶川市
建築物の用途	専用住宅 ・ () 兼用住宅
建築物の構造	木造 在来軸組構法 ・ その他 ()
規 模	地上 階 延べ面積 m ²
建 築 年 月 日	年 月 日
建築確認年月日	年 月 日 第 号
補助対象事業	耐震診断 ・ 耐震改修 ・ リフォーム ・ 建替え
補助基本額	円
交付申請額	円
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

※ 耐震診断の補助金の交付の申請にあつては別紙その1を、それ以外の補助金の交付の申請にあつては別紙その2を添付すること。

別紙その2

耐震改修・リフォーム

補助金額算定	見積りによる耐震改修費	()円:A
	耐震改修に対する補助金の額	Aの額 ()円×23.0%=(,000)円:B (1,000円未満切り捨て) ∴Bと800,000円とを比較していずれか少ない額 (,000)円:C
	見積りによるリフォーム費	()円:D
	リフォームに対する補助金の額	Dの額 ()円×1/2=(,000)円:E (1,000円未満切り捨て) ∴Eと100,000円とを比較していずれか少ない額 (,000)円:F
	補助金交付申請額	∴C+Fと800,000円とを比較していずれか少ない額 (,000)円

建替え

補助金額算定	見積りによる建替え費	= ()円:G
	補助金交付申請額	Gの額 ()円×23.0%=(,000)円:H (1,000円未満切り捨て) ∴Hと800,000円とを比較していずれか少ない額 (,000)円

耐震改修・リフォーム・建替え（共通）

耐震診断総合評点	上部構造評点のうち最小の値 ()
工事施工者	氏名（商号又は名称及び代表者）
	（登録）大臣・（ ）知事登録 第 号 郵便番号：〒 - 所在地： 電話番号：（ ）
耐震設計者	氏名
	（資格）（ ）建築士 大臣・（ ）知事 第 号 事務所名 （登録）（ ）建築士事務所（ ）知事 第 号 郵便番号：〒 - 所在地： 電話番号：（ ）

※ 耐震改修、リフォーム又は建替えのうち、交付を申請しようとする事業の欄にのみ記入してください。

様式第2号（第6条関係）

同意書

年 月 日

桶川市長

申請者（自署、押印してください）

住所

氏名 ㊟

電話

居住者（自署、押印してください）

①住所

氏名 ㊟

②住所

氏名 ㊟

③住所

氏名 ㊟

私（私たち）は、桶川市既存木造建築物耐震化事業補助金の交付の申請に当たり、市が市税の納付及び居住の状況等について確認を行うことに同意します。

様式第3号（第6条関係）

承諾書

年 月 日

桶川市長

建築物所有者（共有名義人を含む）

（自署、押印してください）

①住所

氏名 ⑩

②住所

氏名 ⑩

③住所

氏名 ⑩

私（私たち）は、所有する建築物の { 耐震改修
リフォーム } の実施について、
建替え

登記の有無に関わらず建築物所有者全員の間において合意しており、桶川市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第6条の規定により、申請者が補助金の交付を申請することについて承諾します。

様式第5号（第8条関係）

中間検査申請書

年 月 日

桶川市長

申請者 住所

氏名 印

電話

桶川市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、
年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震改修工事の中間検査を申請します。

中間検査の工程	壁（筋交いの設置又は合板貼りの施工） 基礎（配筋）
中間検査が可能な日	年 月 日

※ 検査を受けようとする工程に○印を付けてください。

様式第6号（第9条関係）

業務完了報告書

年 月 日

桶川市長

申請者 住所

氏名

㊞

電話

桶川市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

建築物の所在地	桶川市
建築物の用途	専用住宅 ・ （ ） 兼用住宅
補助対象事業	耐震診断・耐震改修・リフォーム・建替え
補助基本額	円
補助交付額	円
交付決定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

様式第7号（第9条関係）

耐震診断報告書

年 月 日

様

耐震診断者 住所
 事務所名
 代表者
 担当者 ㊟
 建築士登録番号
 電話

建築物の所在地		桶川市		
建築物の用途		専用住宅 ・ () 兼用住宅		
建築物の構造		木造 在来軸組構法・その他 ()		
規 模		地上 階 延べ面積		m ²
建 築 年 月 日		年 月 日		
建 築 確 認 年 月 日		年 月 日 第 号		
上 部 構 造 評 点		建物保有耐力 Pd (kN)	必要耐力 Qr (kN)	上部構造評点 Pd/Qr
2 階	X 方 向			
	Y 方 向			
1 階	X 方 向			
	Y 方 向			
上 部 構 造 評 点 の 最 小 値		1.5 以上 : 倒壊しない 1.0~1.5 未 満 : 一応倒壊しない 0.7~1.0 未 満 : 倒壊する可能性がある 0.7 未 満 : 倒壊する可能性が高い		

様式第9号（第11条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

桶川市長

請求者 住所

氏名

㊞

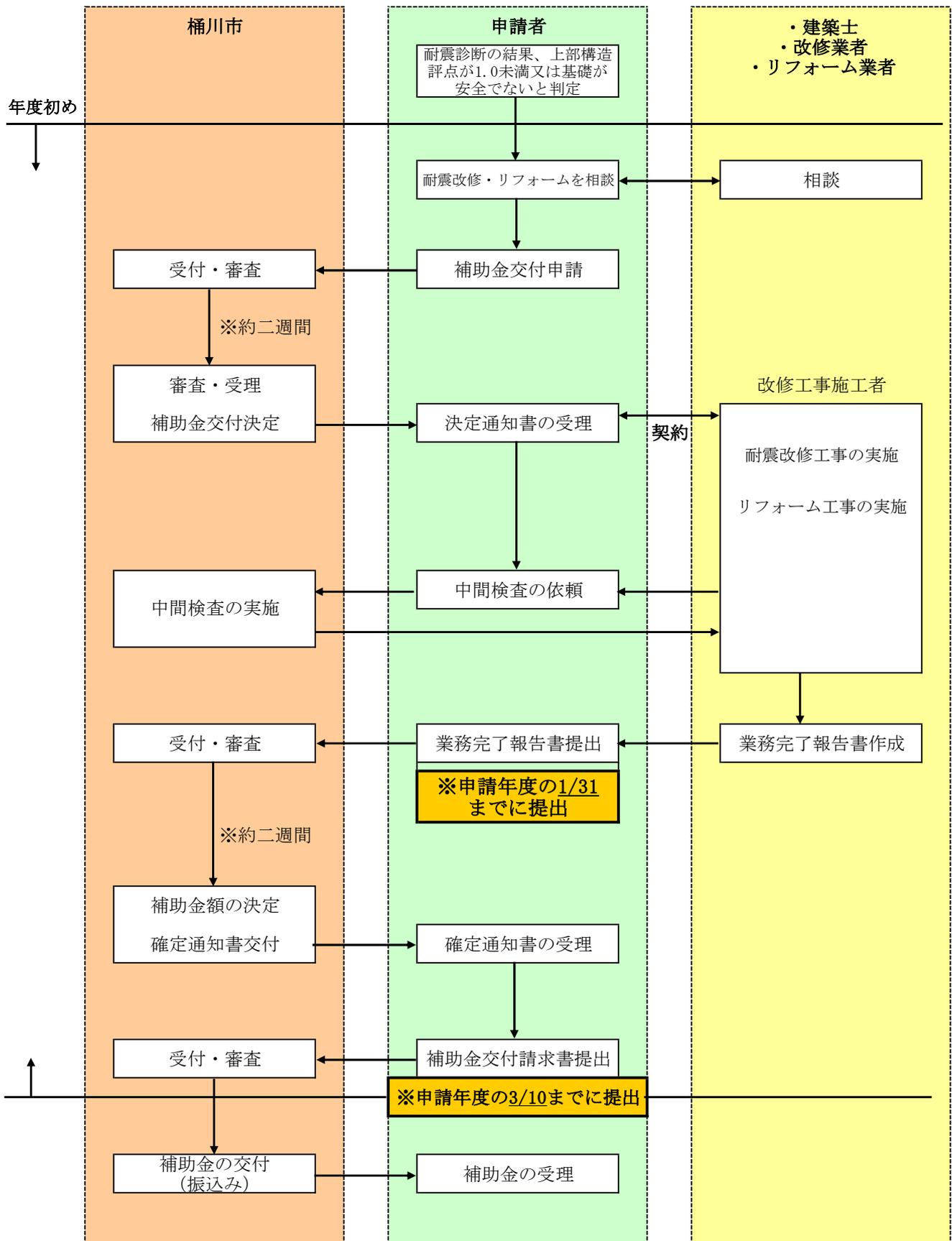
電話

桶川市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱第11条の規定により、
次のとおり請求します。

建築物の所在地	桶川市
建築物の用途	専用住宅 ・ () 兼用住宅
補助対象事業	耐震診断・耐震改修・リフォーム・建替え
交付額確定通知 年月日及び番号	年 月 日 第 号
交付確定額	円

振 込 先 金 融 機 関	銀行 農協 本店 金庫 組合 支店	
	種目	
振 込 口 座	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

4 桶川市既存木造住宅耐震化事業補助制度の手続きフロー【耐震改修】【リフォーム】



※申請手続きは建築士等に委任することもできます。(委任状要)